

第5学年 人権総合学習指導案

日 時 2004・11・17 (水) 第2限

場 所 5年A組教室

指導者 田中 敏貴

1. 単元名

『四日市公害と人権～忘れないように～』

2. 目 標

- I 四日市公害問題を学習する中で、企業側、住民側それぞれの立場の人々がどう考え、どう行動したのかを知る。
- II 四日市公害訴訟に立ち上がった患者や支援者たちの生き方や考え方、願いにふれる。
- III 四日市公害問題を通して、それぞれの立場を理解し、よりよい方向に物事を考えられるようになる。
- IV 学習したことをもとに、身近な問題に目を向け、一人ひとりが大切にされる人間関係をつくろうとする。

3. 単元設定の理由

現在ではずいぶん空気もきれいになり、青空も戻ってきた私たちの住む町、四日市。「公害はなくなった」という言葉もしばしば耳にする。しかし、公害裁判での原告側勝訴判決から32年経った今でも、500人以上の人々が公害病に苦しんでいる。公害は終わったと本当に言えるのだろうか。

四日市公害問題を追っていくと、ぜんそくに苦しむ患者のナマの声、健康なくらしや人権を守るために団結して行動した人々の姿、一方であった公害病患者に対する周囲の偏見といった、公害問題のありのままが見えてくる。また、そこにある環境問題・人権問題は単に当事者だけの問題でなく、残された自然や、私たちの健康なくらしと人権を守るために一人ひとりがどう生きるかが問われる問題である。

こうした、自分自身のこととして問題をとらえる視点を大切にしながら、よりよい社会づくりと自己の向上を目指して考えあう本単元の取り組みは、本校の「人権・部落問題学習」に対するとらえ方と合致するものと考えられる。

4. 指導上の考察

I 教材について

①四日市コンビナートと私たちの暮らし

身の周りのあらゆる所で使われているプラスチック類をはじめ、衣類の素材、食料品のトレイやパック、台所洗剤、シャンプーにリンス、歯磨き粉…と、言い出したらきりがなほ私たちの周りは石油製品であふれており、今や欠かせないものとなっている。

石油を原料として製品をつくっているいくつもの工場が、効率よく仕事をするために一つの場所に集まってパイプで結ばれてできた工場地帯は「コンビナート（ロシア語で『結合』を意味する）」と呼ばれ、四日市の場合、第一・第二コンビナートを合わせると、およそ小学校650個分の広さになっている。

タンカーで外国から運ばれてきた原油は、重油やアスファルト、軽油、灯油、石油ガス、ガソリン、合成ゴムやプラスチックの原料となるナフサなど、各工場が必要とする様々な形に姿を変え、臨海部にはりめぐらされたパイプを通して運ばれる。

三重県を南北に走る鉄道や国道23号線、その車内からは一面に広がる工場地帯を望むことができ、かつて「100万ドルの夜景」と言われたコンビナート最盛期を想像することができる。さらに海岸線に足をのぼすと、そこには埋立地に延々と工場に関連施設が立ち並び、わずかな自然海岸を残すのみの状態となっている。

②四日市公害問題

（四日市再生「公害市民塾」澤井余志郎氏『四日市公害学習案内ガイドブック No. 1 四日市公害ぜんそく』1999 参照）

磯津は四日市の南東に位置しており、先祖代々、漁業を中心に生計を営む漁師町である。『磯津』という地名は戸籍にはなく、四日市市大字塩浜何番地が正式な地番であるが、四日市公害は、海も空も、ここから発した激甚地であり、四日市公害の原点である。

1953年（昭和28年）頃から、工場排水に起因すると思われる異臭魚が出現し始め、1959年（昭和34年）頃からさらに顕著となった。

1963年（昭和38年）6月、工場の排水を何とかしてほしいと再三、企業に頼んでも聞き入れない。こうなれば実力で停めるしかない、磯津の漁師たちが排水口を実力封鎖するという《漁民一揆》を起こした。そうした騒ぎがあつてはじめて知事が現地へきて、くさい魚の試食会をやったが、結局排水口はそのまま、わずかな見舞金で片付けられてしまった。

1965年（昭和40年）頃から、磯津で水揚げされる魚は「くさい魚」として買い手もつかないありさまに加え、人間も変な咳をしたり、ぜいぜい発作が起こるなどの病気に見舞われる人の数が増え始めた。

公害患者が増える一方なのに、患者救済や公害発生源対策が進まず、おまけに、新たな公害発生源となる第3コンビナート誘致のため、霞ヶ浦の埋め立てを市議会が決めるなど、開発優先の政策が推し進められた。

1967年（昭和42年）9月、磯津地区に住み、県立塩浜病院に入院中の公害患者9名が、隣接する第1コンビナート6社を相手どって公害訴訟（裁判）を提起した。津地方裁判所四日市支部で審理が行われ、5年目の1972年（昭和47年）7月、患者側「勝訴判決」が下された。

当時の市長は四日市に石油化学コンビナートを誘致し、「工業を発展させるためには多少の犠牲はやむを得ない。」と発言し、企業も患者らの訴えに耳をかさない状態をとっていたことから、公害発生より長期間にわたって多くの犠牲者を出し、勝訴に至るまでに時間を要した。

裁判後、各企業は公害を二度と起こさないための努力と研究を続けた。現在では四日市のコンビナート各社の公害防止設備は世界でも最高水準を誇り、各国から多くの人々が四日市の公害防止技術を学ぼうとやってくるまでになった。

現在でも500人以上の人々が公害病認定患者として生活しており、補償を受けているが、1988年からは公害病認定患者認定制度（“公害病”と認められた患者の治療費を負担する制度）がなくなり、新しく認定患者と認められることはなくなった。そのため、症状が出て補償を受けられない人もいる。

③公害問題の中に見えてくる人権問題

公害発生から裁判勝訴に至るまでには、ぜんそくの症状以外にも、さらなる公害病患者やその家族たちの苦しみがあった。発作で夜中苦しみ、朝方になってやっと眠りについて子どもが登校できないことに対して「ズル休みだ。」と陰口を言われることがあったり、「公害病の子と遊んだらあかん。うつるよ。」と言ってやって来た母親が、自分の子どもの手を引いて帰っていったこともあったという。

また、周囲の目を恐れて病気であることを隠していた公害病患者やその家族たちがいたことや、支援者がなかなか増えず、公害反対運動が広がるまでに長い時間を要したこと、また何より、裁判をしなければならぬほどの公害や、患者の苦悩があったことなど、公害病患者の生活の実態やその気持ちを知らうともせずに「公害」を遠ざけていた周囲の視線が、様々な記録の中からうかがえる。

町に降る煤煙によって汚された畳や洗濯物、広がるぜんそく、農作物や海産物の被

害、次々と出る病死者・自殺者、患者や反対運動に向けられた冷たい視線、立ち退きを余儀なくされた町、素顔を隠して反公害運動に参加した工場の労働者…。工業により大きな発展を遂げたこの四日市であるが、一人ひとりの人間や自然が大切にされ、共にこれからも生きていく為に、過去の教訓として決して忘れてはならないものが四日市公害問題の中から見えてくる。

④四日市公害の語り部

《野田之一さん》

磯津にすむ漁師で、四日市公害裁判原告患者9名のひとりである。公害がひどかった頃、ぜんそくの発作が起こりやすい夜は当時の塩浜病院（現在は塩浜健康増進センター）の空気清浄室で過ごした。医者は反対したが、生活の為、病院から直接港に向かい漁に出るという生活を送っていた。

裁判を起こすにあたっては、反対する人々が多く、親類・縁者にすら「縁切りや」と言われた。「企業は町にお金を落としてくれる」「裁判には大金がかかる」そして「大きな企業相手に勝てるはずがない」といった考え方が周囲では強かったという。

そんな中、裁判を起こした野田さんたちは、その費用を作るために、東京をはじめ各地でカンパを募りに歩いた。しかし四日市ではカンパに協力してくれる人は少なく、むしろ旅行者などの方が多くの協力をしてくれたそうである。コンビナートに抵抗する人々を、地元の人々は快く思わなかったのであろう。

「四日市公害裁判以前に、もし、みなさん方みたいに関心のある人が四日市においたら、こんな大きな裁判にならんだかもわからんし、こんな都市にならんだかもわからんわな。」…記録に残っている様々な野田さんの言葉からは、四日市公害問題は当事者だけの問題でなく、周囲の意識の問題でもあることがわかる。

また野田さんは、裁判に勝った時にこうコメントしている。「裁判には勝ちました。しかし、これで公害がなくなったわけではありません。公害がなくなった時に、『ありがとうございます』と挨拶をさせてもらいます。今日のところは、裁判の応援をありがとうございますという挨拶にとどめます。」…野田さんをはじめとする原告団やその支援者たちは、裁判に勝つことだけが目的ではなく、公害をなくすために裁判という方法を取り、闘ったのである。

勝訴から32年経った今、公害は次第に忘れ去られようとしている。現在野田さんは、漁師を続けながら「語り部ボランティア」として自分の公害体験を子どもたちに語り継ぐ活動をしている。

《澤井余志郎さん》

野田さんが今日において、語り部として人前で話をするようになるまでには、30年以上にわたって公害を記録し続けてきた支援者・澤井余志郎さんたちの存在が大き

な支えになっていた。

現在も四日市公害問題について記録する活動を続けている澤井さん。くさい魚で漁ができない、ぜんそくになって働けない、そんな人々の思いや生活のありようを聞き取り、ガリ版文集にまとめて発行し続けてきた。共に反公害運動に取り組んできた仲間や、患者さんとのそうしたつながりは今でも続いており、定期的な勉強会（四日市再生「公害市民塾」）も開いている。

（澤井余志郎氏『“助っ人”と“黒衣”の反公害』1996より抜粋）

公害に反対する。公害を防止させる。その運動の主体は地域住民と公害患者でなければならないと思った。地域住民と公害患者こそ被害の実態を身をもって知り、大言する生き証人であり、工場側もそうした人たちを無視しての操業は続けられないからである。しかしそうはいっても、一人ひとりの市民はその日の生活に追われたり、幾重にも絡むしがらみを背負う地域住民にとって、反公害運動に明け暮れる余裕はない。また、公害患者は病人であり弱気になったり、諦めがちにもなる。「公害反対!」「公害なくせ!」って、こぶしを挙げたりしているだけではだめだ、というわけである。公害患者のナマの苦しみや、くさい魚で漁にいけない漁師、悪臭や煤煙などで生活を脅かされる地域住民。そうした地域住民の地平で、反公害を進めなければならないことを知った。

公害を記録する。患者や漁師の話聞く。そのテープを起こしてガリ版文集として出す…。こうしたことは一人ででもできる。一人でやっても、記録された被害者たちの生活と意見は読まれる。読まれ、知られることによって、少なくとも反公害にとって10人以上の力になるだろうと思ったし、助力になると思った。

（『四日市公害学習資料“四日市公害と人権～忘れないように～”』2004より）

～小中学生のみなさんへ～

公害のことを伝えるには、まず公害の事実や実態を知ることから始めよう、苦しんでいる被害者や住民のありようを知ることから始めようと思いました。そして、「ありのまま書く、話し合う、行動する。」ということを中心に公害を記録し、運動に活かしてきました。

人と話をする時には、心が通い合う人間関係ができてはじめて、その人と本当の話ができます。そうして患者さんのお話をテープに録音し、話された言葉をそのまま聞き書きをし、ガリ版文集にしてみました。

くさい魚で苦しめられた漁師、ぜんそく発作で死ぬ思いをした（している）公害患者。洗濯物がすすで汚されたり、赤ん坊が乳を吐いたりして困った母親たち、

ついには命を落とした人たち…。こうした、公害に苦しんだ人々のうえに今があり、公害対策が進んだことを、しっかりとおぼえておかなければならないと思います。同じあやまちを二度とくりかえさないために。

⑤四日市における公害教育の現状

毎年、澤井さんや野田さんのところには、公害市民塾HPを見て興味を持った人や、学校関係者からの現地案内や社会見学等の依頼が殺到している。そしてその依頼をボランティアで一手に引き受けてくださっているという厳しい状況がある。中でも他市他県からの見学や問い合わせが多く、市内の小中学校からは少ない。このことから、それだけ外から見た四日市公害のイメージが強いにも関わらず、市内での公害教育が下火になっていることがうかがえる。

公害体験をナマの声で直接聞き取ることができるといえるという学習は、本当に魅力的である。しかし今、語り部は他におらず、子どもたちが当時の話を直接聞き取るとは難しい。また子どもにとって学習しやすい資料が十分に揃っていない現状があり、そのことも市内の学校で取り組みをしにくい1つの原因になっている。

四日市には、市の環境学習センターと県の学習センターがある。どちらも四日市公害については今まで扱っていなかったが、2004年12月に市の環境学習センター内に「公害資料室」が開設されることになり、今後の活用方法について検討が進められている。

II 児童について

=省略=

III 指導について

①企業側、住民側それぞれの立場の人々がどう考え、どう行動したのかを知るために

公害発生からの推移を追って学習を進めていくことで、児童にとっては社会背景がイメージしやすく、公害問題を理解しやすくなるを考える。まずは四日市公害問題についての調べ学習を行い、それぞれが調べたことを発表し合う中で今後の学習の流れを作り、子どもたちが持った疑問が全体の流れの中で解決されていくようにしたい。また、四日市公害学習資料「四日市公害と人権～忘れないように～」を軸に、写真集やVTR、患者や家族の作文、児童が調べ集めてきた資料などを使いながら学習をすすめていきたい。

②患者や支援者たちの生き方や考え方、願いにせまるために

「なぜこんなに苦しい思いをしなければならないのか。」「我が子の苦しむ姿をこ

れ以上見るに耐えない。」…患者や家族のそんな思いがわかる作文を読んだり、ぜんそく発作の様子や、その体験談、煤煙でけむる町の様子などの映像（VTR）を見せていくことで、ぜんそくの苦しさや、病気で働けないことによる生活苦、また周囲の偏見といった、患者にとっては二重三重の苦しみがあり、それらを解決するために裁判という方法を取り、人々が団結していったことに気付かせていきたい。

また、ぜんそくの症状や患者の思いをより身近に感じさせる方法として、給食用のストローを加えて呼吸をしたり、軽い運動をする経験（ストロー体験）をさせた。そうすることで、ぜんそくの苦しさはもちろん、「息をする」という当たり前の権利が保障されない生活、そして「この苦しみがいつまで続くのか…」という患者の抱える不安や絶望感を体感させたい。

さらに、野田さんをはじめとする原告患者たちやその家族、そして“助っ人”“黒衣”を流儀とし、30年以上にわたって四日市公害問題を記録・支援し続けている澤井さんの生き方に目を向けさせることで、自分たちの生活や人権を守るためには「声をあげていく（行動する）」ことがとても重要であることに気づかせていきたい。そして、周囲にいる一人ひとりが身の回りの問題を自分のこととして捉え、それに対して自分なりに精一杯取り組む、そんな一人ひとりの踏み出す一歩が大きな公害反対運動につながっていったことに気付かせたい。

③目の前にある事実を見つめ、自分を見つめながら、よりよい方向に物事を考えられる力を養うために

単元の導入にあたっては、コンビナートが四日市を大きく発展させたという事実と、自分たちの生活と石油製品との切っても切れない関係について、社会科の学習と関連付けて考えさせるところから学習を始める。また、公害病患者の治療のために必要であった酸素ボンベや、その他の医療器具も石油なしでは作れないこと、患者は当然として企業側にもいたこと、被告企業で働く労働者が素顔を隠して公害反対を訴える運動をしていたことなどにも気付かせながら学習を展開していく。そうすることで、公害に対する怒りの気持ちを持ちながらも、常に自分たちのくらしを振り返りながら、周囲にいる人間の立場やその思いを踏まえた上でよりよい方向に物事を考えられる力をつけていきたい。

また、裁判の内容を学習するにあたっては「訴訟問題」というものを理解しやすいよう、原告側・被告側それぞれの意見を調べ、裁判を再現する形で意見を出し合う「模擬裁判」を体験させたい。全員に原告側・被告側の両方の立場を交互に体験させることで、それぞれの立場を体験し、理解することができると思う。

以上のような一連の活動を通して、話し合いで物事を進めたり、誰もが安心してくらす社会を創っていく上で最も大切にされなければならないのは、やはりそこ

にいる人間一人ひとりに他ならないということに気づかせていきたい。

さらに、「もし裁判がなければどうなっていたらどうか」ということを考えさせることで、被害者が声を上げなければ変わっていかない構造が、世の中にも、そして自分たちの周りにもまだまだあることに気づかせ、それを解消する為に自分は何をすればよいのかということを考えさせたい。「そんなきまりは無いからいい…」「この程度なら大丈夫…」「みんなもやっているから…」「先生が見ていないから…」などといった、自分たちの中にあるそんな自己中心的な考え方や心の弱さに気づき、周りの人間や自然に対してひどい仕打ちをしていることはないだろうか、どんな関わり方ができているだろうか、自分を見つめ直していける姿を期待したい。

5. 指導計画 (全20時間+社会見学)

『四日市公害と人権～忘れないように～』

- | | | |
|-----|--|-----|
| I | コンビナートと私たちの生活のつながり | 2時間 |
| | ・ 身の周りにある石油製品 (1) | |
| | ・ コンビナートについて (1) | |
| II | 四日市公害って何だろう? | 3時間 |
| | ・ 四日市公害について調べる (2) | |
| | ・ 調べたことを発表し合う (1) | |
| III | 四日市公害がもたらしたもの | 2時間 |
| | ・ ぜんそくと、その他の被害 (2) | |
| IV | 四日市公害裁判 | 5時間 |
| | ・ 患者の生活とその苦悩 (1) | |
| | ・ 一方であった周囲の偏見 (1) | |
| | ・ 支援者、澤井余志郎さんの姿から (1) | |
| | ・ 反対運動の広がり (2) ※本時1/2 | |
| V | 裁判判決から | 5時間 |
| | ・ それぞれの主張内容 (1) | |
| | ・ 「模擬裁判」体験 (3) | |
| | ・ 判決の成果とその後 (1) | |
| VI | 裁判の教訓を生かして | 2時間 |
| | ・ 社会見学～コンビナートの公害防止設備と、空と海上からの四日市臨海部見学～ | |
| | ・ 澤井さん野田さんからのメッセージを胸に… (2) | |
| VII | 自分たちの生活を振り返ろう | 1時間 |
| | ・ 自分たちの生活を振り返ろう (1) | |

6. 本時の指導

I 本時の目標

- 被告企業の労働者という立場にありながらも、反公害運動に自分なりの方法で関わった人々の気持ちを理解することができる。

II 指導過程

学 習 内 容	指 導 上 の 留 意 点
<p>1. 学級通信を読み合い、前時の復習をする。</p> <p>2. A、Bそれぞれの写真に写っている人が、何をしているのかについて考える。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>A…ビラ配りをする労働者 B…頭に紙袋をかぶってビラ配りをする労働者</p> </div> <p>3. A、Bそれぞれの人が、どのような気持ちでその行動をとっているのかについて考えを出し合う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 共感するところに線を引きながら、前時の学習で友だちがどのような感想を持ったのかを読み合えるようにする。 先にAの写真を見せることで、公害をなくすための運動の一つとして、「ビラ配り」という方法があったことをまずは確認させたい。 次にBの写真を見せることで、同じビラ配りをするのになぜ紙袋をかぶっているのかという疑問を持たせたい。「顔を隠している」という考え以外にも、「パフォーマンスとして…」「恥かしいから…」などの意見も予想される。多様な考えを拾い上げたいので、Bについては自分の考えを書かせた上で発表させたい。 Bの人は「顔を隠している」ということ、またA Bどちらの写真も、被告企業の労働者が訴訟支援を呼びかける運動をしている写真であることを確認した上で、A Bそれぞれの人の気持ちを考えさせたい。 それぞれ自分の考えを書いてから発表させる。 Bの「素顔を隠さざるを得ない状況」については、Bの人を自分の家族に置き換えるなど、必要に応じて子どもたちの身近にある話題を例に出しながらその気持ちを推察させる。